

仕様書

1 委託件名

令和 7 年度都心部のエリアプロモーション業務委託

2 業務の目的

福岡市の都心部に位置する天神・博多では、現在、天神ビッグバン・博多コネクティッドなどによりまちがアップデートしており、その機を捉え、企業誘致活動を行い、福岡市への企業の移転・立地を促し、高付加価値なビジネスの集積する街を目指している。

本業務は、グローバル企業に向けて天神ビッグバンと博多コネクティッドのプロモーションを行い、天神・博多を認知させ興味・関心を抱かせることで、企業誘致につなげていくもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 業務の概要

(1) 概要

天神ビッグバンと博多コネクティッドで生まれ変わるまちの魅力や動きを情報発信し、認知度向上を図るもの。

(2) ターゲット

国内外のグローバル企業

5 業務内容 ※提案内容により修正する

(1) 情報発信

①発信先は、首都圏と台湾とし、それぞれでの認知度に応じた戦略的な広報をする。

②昨年度制作したショートムービーと LP は活用できる。

ショートムービー <https://www.youtube.com/watch?v=P2hT0n8RuZA>

LP <https://tbbhc.jp/>

③業務途中で適宜効果分析・改善を行い、実施効果が最大となるようにすること。

(2) LP とパンフレットの多言語化

①昨年度制作した LP とパンフレットの中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、ベトナム語版を制作すること。

②LP は指定するサーバーへのアップロードまで実施すること。

③パンフレットは印刷用データを納品すること。

(3) 報告書の作成

①実施内容をまとめた報告書を作成すること。

②報告書の内容については、本市に役立つ資料とすること。なお、専門用語については分かりやすく解説を記載すること。

③報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

(4) 成果物の納品

①(1)～(3)で制作した成果物や今後の編集や増刷等にあたって必要な素材を電子媒体に保存し納品すること。

②報告書は印刷物も1部納品すること。

5 委託における著作権等の取り扱い

本委託において作成した成果物については、委託契約後も、様々な広報媒体で活用を予定しているため、著作権等の取り扱いについては、以下の通りとする。

- ① 本委託の成果物及び成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）は、福岡市に帰属することとする。
- ② 本委託における制作物は、本委託の履行期間以降においても改変、又は福岡市が作成又は福岡市が認めるWEBサイト、SNS、各局のテレビ、イベントなどで自由に活用できることとする。

6 受託者の責務

(1)関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2)守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する

必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

7 再委託について

- (1)受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3)本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

8 その他

- (1)契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2)制作物に使用する映像や写真等の素材は、既に市が発信している素材を転用するのではなく、新たに撮影・作成すること。
- (3)本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (4)本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。